

横浜市行政手続条例施行規則 新旧対照表

現行	改正後
<p>(不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分)</p> <p>第3条 手続条例第13条第2項第5号の市長の規則で定める処分は、次の各号に掲げる処分とする。</p> <p>(1) 条例等（市長以外の執行機関の規則（規程を含む。）を除く。以下同じ。）の規定により市長等（市長以外の執行機関及び当該機関から処分権限の委任を受けた機関を除く。）が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下この号において「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分</p> <p>（第2号省略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>(不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分)</p> <p>第3条 手続条例第13条第2項第5号の市長の規則で定める処分は、次の各号に掲げる処分とする。</p> <p>(1) 条例等（市長以外の執行機関の規則（規程を含む。）を除く。以下同じ。）の規定により市長等（市長以外の執行機関及び当該機関から処分権限の委任を受けた機関を除く。<u>以下同じ。</u>）が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下この号において「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分</p> <p>（第2号省略）</p> <p><u>（公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法）</u></p> <p>第4条 <u>手続条例第15条第4項（手続条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の市長の規則で定める方法は、市長等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（手続条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。以下同じ。）の閲覧をする者の</u></p>

<p>(職員以外に聴聞を主宰することができる者)</p> <p><u>第4条</u> (本文省略)</p> <p>(行政指導の趣旨等の公表の方法)</p> <p><u>第5条</u> 手続条例第36条の規定による公表は、市長の事務所の掲示場に<u>掲示することによって行うものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条</u> (本文省略)</p>	<p><u>使用に係る電子計算機（市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u></p> <p>(2) <u>インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの</u></p> <p>(職員以外に聴聞を主宰することができる者)</p> <p><u>第5条</u> (本文省略)</p> <p>(行政指導の趣旨等の公表の方法)</p> <p><u>第6条</u> 手続条例第36条の規定による公表は、<u>第4条に規定する方法に準じて不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、市長の事務所の掲示場に掲示し、又は当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を執ることによって行うものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> (本文省略)</p>
---	---